

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

評価(ABCD)
C

第1. Aに対する責任

1. Aが甲社から乙社に対して、3000万円を貸し渡す旨の消費貸借契約を締結しに行方につき、~~会社法~~ 423条で責任追求できるか。

5 2. (1) 423条が成立するには①役員等があること②任務懈怠があること③損害の発生及び額、④故意過失があること、⑤②と③の因果関係である。

(2) ア、本件において、Aは、~~代表取締役~~ 創業者であり、甲社の取締役である(①充足)。

10 イ、(2)の任務懈怠~~義務~~とは、善管注意義務違反(民法644条)、忠実義務違反(355条)があることである。

15 しかし、会社の経営は、先行きが見えないといえども、時には、資金を投資しなければならぬ場面もある。このような場合に、後から会社に対して、損害が出たからといって、取締役等に責任追及することはあまりに酷である。手に自由に経営判断することに対して、萎縮効果が発生するといえ、社会経済的にも好まれないといえる。

20 以上より、~~取締役~~ ①会社に対する財務調査を行うなど、~~経営判断~~ ②経営判断を行う際に十分留意がなされ、③その情報に従えば社会通念上やむを得ないといえる判断による損害は、経営判断原則が適用され、任務懈怠責任は免れるべきである。

25 (イ) 本件において、Aは、①乙社の計算書類を見ることができ、~~これ~~、これについて

※1.

※2.

※3.

- 4

5

10

15

~~5~~ 5

25

-x'6-

30

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

評価(ABCD)

	たいため、2000万を支払うことになる。
	第2. Bの責任
	1. 423条の要件は、第1により、前述したとおりである。
	2. (1) Bは、取締役である(①充足)。
5	(2) ア、Bに任務懈怠責任があるか。任務懈怠責任については前述のとおりである。
	イ、本件において、Aは、内部統制システムを 整備 くづけて、取引を怠るために、1000万円を3回に分けて、2社と1000万円 の の取引が3回あり、たか
10	のような巧妙な手口で取引を怠っている。
	これについて、BはGからの内部通報を受けすぐに調査し、対応している。しかし、2000万円について
	は、すぐに支払われず、取戻すことは不可能であった。手口、巧妙な手口であったため
15	に、Gの内部通報がなければ、不正の兆候も掴めないものであった。このことから、Bは、 Aの 取引を知り、すぐに対応しており、Bのすべき義務は、十分に果たしていると言評価できるため、Bに善管
	注意義務違反はなく、任務懈怠責任を認められない。
20	エ、以上より、Bには責任追及できない。
	第3. C、D、Eに対する責任
	1. 423条の要件は、第1により、前述したとおりである。
	2. (1) C、D、Eはいずれも役員である(①充足)。
25	(2) ア、任務懈怠責任については前述したとおりである。
	イ、本件において、C、D、Eは、Aの取引を

※7

見送しているとも思える。しかし、本件では、手口が巧
妙であつたために、Gによる内部通報がなければ、
不正の発覚も不可能であつた。ゆえに、C、D、Eに
任務の懈怠はない。(②は不成立)。

5 3. 以上より、責任追及できない。

CDEに

以上

10

15

20

25

30

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

※ 1

①の要件との関係ではAが創業者であることは無関係ですので、記載すべきではありません。

※ 2

やや不正確です。本件のように具体的な法令に違反した場合も含まれます。そのため、善管注意義務違反や忠実義務違反は任務懈怠となりますが、任務懈怠がすなわち善管注意義務違反や忠実義務違反をいうものではありません。

※ 3

理由付けは十分ですが、明示された規範が正直微妙です。①②はいいとしても、「経営判断原則が適用され」とありますが、結局経営判断原則が何を指すのか文章からはわかりません。また、経営判断原則が適用されることを責任阻却要件として理解されているようにも読めますが、判例は善管注意義務の判断枠組として用いています。仮に判例と異なる見解を示すならば相応の理由を付してください。

※ 4

評価の着地点に問題があります。井科さんの答案では、経営判断原則につき①②の要件立てをしています。であれば、ここでの事実評価の着地点は、「経営判断を行う際に十分配慮がなされていない」または「社会通念上やむを得ないといえる判断ではない」にならないと文章として完成しません。

※ 5

故意、過失を要件とする根拠は428条1項反対解釈であることを示してください。そして、ここで故意、過失の対象にしている具体的な行為はなんでしょう。

ちなみに、善管注意義務違反の場合は、任務懈怠の枠組で過失についての検討もおこなっているので、深く書く必要はありません。

もしAが本件規定違反について認識していたことを故意の対象としたいのであれば、問題文に明示されているので事実評価は不要です。

※ 6

雑です。貸倒になったことまで触れてください。

※ 7

「Bのすべき義務」について内容を特定したうえで丁寧に触れてください。本問では内部統制システムについて構築すると甲社が決めているので（Bはさらに責任者です。）、構築の内容、運用、そしてその場合の監視義務の内容について説明することが求められていました。C～Eについても同様です。

最後に

文意が不明確なまま勢いで書き進んでいるところがあります。例えば善管注意義務であれば、ざっくり事実を連ねてと義務違反評価するのでは足りません。本問の事情から認定できる具体的な義務を明示し、当該義務に違反したということを丁寧に書いてください。

内部統制システムは問題がパターン化しているので、しっかりと押さえて着実に点がとれるようにしましょう（添削者：檜垣建太）。

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
商法			

評価(ABCD)

B

1 甲社は甲社取締役A、B、C、D、E（代表取締役も含む）
に対し、専断行為（以下略）が23条の1第1項第1号の損害賠償
請求をなすこととなることを主張した。かかる請求が認められるか！
2 23条の1に基づき損害賠償請求の要件は①役員等
であること、②任務懈怠、③故意又は過失、④損害の
発生、⑤②と④の因果関係である。以下A、B、C、D、E
それぞれについて検討する
3 代表取締役Aについて
① 代表取締役も取締役であり、役員等である（①）
② 甲社は甲社取締役全役員会社であるため社内制
裁システムの一支払額が1500万円を超える取引を行
った際、取締役全員の決議を要するという方針規定が取
締役全役員規程に存在する。しかしながら、AはFと乙社
と間で甲社に対して、2年以内の金利を一括して返済
するとの約定のもと、甲社から乙社に対して3000万円を貸
付いた。甲社消費貸借契約を締結した。この方針規
定の額の倍の額に取引を行っており、方針規定の重大な
違反である。
③ 上記の代表取締役の職務の執行について
て善管注意義務（民法第255条、民法第647
条）がある。
④ この点、通常甲社から乙社に対して3000万円の貸
付を行おうとするときは、FからAへの貸付に依拠
した時点ではAは乙社の経営の決定権を行使するに
関与していない状況にあることを承認している。上記の
Aは乙社の計算書類を提出したことを踏まえ、この規模の
貸付行為は通常の経営行為の範囲内であると主張した。

1-2

人面集

T は F の根拠を承認している。このおぼろげな事実からすると
 A は 乙社の経営状況が悪い、とわかる。しかし、
 乙社の状況、最近の調査が行われる、不十分消費調査
 現行を行っており、管理改善義務を要する。

(2) したがって、Aの両斗規程は、主管行政事務の遂行に必要と認められる場合において、任職解免責任のある者という下で、
ある(2)

3, Aの甲斐は自己が育てた金であるのて、殆どは
材料費を重視して自己の思い通りに動かしてよい。
ろくと思えば子のためには犠牲を払ってよい。(○)

(4) 甲社は乙社と賃貸借契約を締結し、甲社の乙社に対する2000万円を支払うことはT社に代わって乙社に委任された。しかし、甲社の契約を締結したため2000万円を甲社に支払うことになったため、2000万円の損害と任意補償との因果関係が認められる。(③、④、⑤)

5) 以上から、Aは甲斐エミ子レ. 2000円分の任意の債権を委任する

4 代表取締役Bの解任

4) Bの役員等にあたり(1)

②甲社の内部統制システム構築されていると、かかるシステム因か機能不全に陥いることは平成26年度までには、本件取引におお装されてあり手はか唆巧かにあつたため、かかるシステムの不備を前提にしても、Bのよう内部通報がなければ不正の兆候も掴み取れないものであった。よて内部システムに基づき不正を追及できなかった。

イ 他府、市においては善管並支業の監督責任を専ら存在すること
 第62条2項に「その他の取締役の監督責任を専ら存在す
 る。そして、その代表取締役の職務とその他の通常の取締役
 の監督責任を比較して重、責任を有するものと看做すべきである。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

評価(ABCD)

5	所争は、B自身が経理諸係を通じてGから内部貸付システムを使って内部通報をうけていたのは、所争規定に違反する契約締結の事実を知ることからせよ、しやじが、Bは素早く取引を行う者として取引を始めた事実については争うべきではない。 とすれば、BはAから取引を始めたこと争うべきであり、取引額が1500万円以下であることがその事実の把握すべきである。	*6
10	この点、Bは1回以上しかあつた時点で取引の事実を知り、また、取引の相手方から通常の手続きの取引と同様に取引し、その結果として取引が成立した（すなわち、あるから、この取引は通常の手続きによる）と主張し、Bの取引が通常の手続きによる（②、③、④、⑤）	*7
15	②、③、④、⑤は、1回以上の取引の相手方から1000万円以内の取引額をうけていたから通常の手続きによる（②、③、④、⑤） ④、⑤は、Bは1回以上1000万円以内の取引額をうけていたから、Aとの間でこの取引の相手方として通常の手続きによる（④、⑤）と主張し、 以上	
20		
25		

3ページ

裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

※1

423条の任務懈怠として構成するために、本件規定が定款の委任を受けたものであることを明示してください。

※2

つまりここではどのような注意義務を負っていたと考えているのでしょうか？善管注意義務違反を論ずる際には、具体的な注意義務の内容を指摘してください。また、取引を問題とするならば経営判断原則の言及は不可欠です。

※3

任務懈怠として、本件規定違反と善管注意義務違反を指摘していますが、ここではどちらの任務懈怠について因果関係を判断していますか？

※4

内部統制システムの問題については、構築・運用とそれを前提にした監視義務の内容について問われるという一定のパターンがあります。判例、裁判例を前提にして整理しておきましょう。

※5

代表取締役だからという一点で義務が重くなるとするのはやや無理があります。

※6

甲社の会社の規模はわかりかねますが、一般的には役員が取引を逐一チェックすることは現実的ではないと思われます。だからこそ内部統制システムを設けているのであって、Bだけその枠外というのは若干論理性に欠けます。

※7

ここにおいても、取引をチェックしなかった行為を問題視しているのか、調査を行わなかったことを問題視しているのか、あるいはその両方を一つのインが経過とみているのかがわかりません。

最後に

Aの責任において、任務懈怠を本件規定違反と善管注意義務から論じているのは非常に良い点です。客観的な法令違反行為と善管注意義務違反の書き方の違いを意識できるとよりよい答案になります（添削者：檜垣建太）。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

評価(ABCD)

B

第1. Aに対する損害賠償請求

1. 甲社は、Aに対し、会社法(以下略) 423条1項に基づく損害賠償請求をすることが考えられる。

423条1項に基づく損害賠償請求が認められる要件は、

5 ①役員等が、②任務を怠ったこと(任務懈怠)、③会社に損害が生じたこと、④②と③の因果関係、⑤帰責事由があること、である。

2. ①について、Aは代表取締役であるから、役員等に当たる(①充足)。

10 ②について、会社と取締役との関係は委任関係にある(320条)から、取締役は会社に対して、その業務執行をするに際し善管注意義務を負う(民法644条)。もっとも、経営判断は専門的判断であり、企業経営にはリスクが伴うものであるから、安易に後知能により経営判断を不適切なものとしてはならない。そこで、善管注意義務違反があるかは、業務執行の過程、内容等に著しく不合理な点があるかによって判断すべきと解する。

15 本件では、本件規定により、支払額が1500万円を超え取引を行う際には、取締役会の決議を要すると定められていることから、Aは、乙社に3000万円の融資を行う場合には、取締役会決議を経る必要があった。にもかかわらず、Aは、甲社が通常この様な貸付は行わないこと、当該貸付けを行うことが本件規定に違反することを承知しながら、本件貸付けを行うことを承諾している。

20 また、通常融資を行う際には、相手方の計算書類を確認する等、財務調査を行うべきであるが、Aはこれを行わず、自分で育てた会社であるから自己の思い通りに働かしてもらっていたと考え、融資の承諾を受けている。また、乙社は融資の際倒産は必至と

1 ページ
裏面へ

いう状態であり、企業が通常行う程度の与信調査を行えば十分であることが認められた。

※2

よって、Aは本件融資を行うにあたって、代表取締役の権限で決済できる範囲である1000万円以内の取引を3件締結したかのように巧妙に偽装するという、隠蔽工作も行っている、これは、Aの悪質性を高める事情である。

※3

以上を考慮すると、Aの本件融資は業務執行の過程、内容に着しく不合理な点から認められ、任務懈怠が認められる(②充足)。

※4

③について、甲社は乙社に既に2000万円支払っており、乙社の倒産によりこれが回収できなくなってしまったから、2000万円以内の損害を認められる(③充足)。

④について、Aの任務懈怠により、上記損害が生じているといえるから、因果関係が認められる(④充足)。

※5

⑤について、Aは故意に上記任務懈怠行為に及んでいるから、帰責事由も認められる(⑤充足)。

よって、上記要件を全て満たすので、甲社はAに対し、2000万円以内の損害賠償請求をすることができる。

第2. Bに対する損害賠償請求

1. Bに対し、423条に基づき損害賠償請求をすることは認められるから、上記要件のうち、②任務懈怠が認められるかが問題となる。

2. 既述の通り、取締役は業務執行に際して善管注意義務を負う。そして、取締役会は、業務執行を監督する地位にあり(362条2項2号)、取締役会を構成する各取締役は、取締役会に上程した事項について、他の取締役を監視、監督する義務を負う。もっとも、取締役が会社の隅々まで監視することは不可能であり、過度な監視義務を負わせることは、

円滑な業務執行を妨げる。内部統制システム(362条4項6号)

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

評価(ABCD)

が構築されている場合、取締役が内部統制システムが適切に運用されているか監視する義務を負うが、内部統制システムに欠陥がなく、適切に運用されていることに信頼している場合、取締役は、他の取締役を信頼することから許される。

5 本件において、取締役会において内部統制システムの体制の欠陥が定まり、Bを責任者として内部統制システムが構築されている。Bは責任者であるから、内部統制システムへの監視義務は他の取締役と比べて重くなる。

10 しかし、BはGから内部統制システムに基づき内部通報を受けた後、直ちにHを呼び出して質をし、乙社への残余の振り分けを中止するよう指示している。また、既述の通り、Aは本件融資に際して巧妙な隠蔽工作をしており、甲社の内部統制システムの存在を前提にしても、Gに於いて内部通報がなければ不正の兆候も掴めないものであったから、BがAの本件融資の行動に気づかなかったとしても、善管注意義務違反は認めようもない。そして、15 BがAの行動に気づいた後は、上記の通りBは代表取締役として適切な行動をしているといえるから、Bに善管注意義務違反は認めようがない。任務懈怠は認めようもない(②不充足)。

20 よって、甲社はBに対し、損害賠償請求をすることが認めようがない。

第3. C, D, Eに対する損害賠償請求

1. C, D, Eについても、②任務懈怠が認めようがないを検討する。
2. 内部統制システムの運用について、取締役及び従業員に対する研修が行われており、平成26年に至るまで契約締結や資金決済に伴う不適切な行為はなかった他、同システムが機能不全に陥っていることを示すような兆候はなかった。

したがって、C、D、Eは、他の取締役を信頼するに外
なり。よって、既に通り、Aは巧妙な手段により隠蔽工
作を行っていたため、Bと同様の理由で、C、D、Eは善
管理義務違反は認められず、よって、任務懈怠は認
められず(②否定)。

よって、C、D、Eに対する損害賠償請求は認めら
れず。

以上より、甲社は、Aに対し、2000万円 の損害賠償を
請求するに足りる。

以上。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

※ 1

経営判断原則についてコンパクトな立論ができています。

※ 2

貸付までの判断過程について事実を拾って評価ができています。ただ、融資の際に「倒産は必至」という事実について問題文に記載はありません。

※ 3

判断過程または内容の不合理性との関係で、行為後の事情はいかなる意味をもつのでしょうか。

※ 4

ここでは過程と内容のいずれに著しく不合理な点があると考えたのかが文章から判然としません。

※ 5

因果関係と故意についてあてはめが雑になっています。法律要件としては任務懈怠との因果関係ですが、具体的な事実との因果関係を説明してください。

※ 6

内部統制システムと監視義務の理解については十分です。

答案との関係では、構築、運用の点について、規範定立と共にそれぞれ検討したうえで、それでもなお不正を疑うべき事情があったといえるかという点を検討してください。

※ 7

監視義務が重くなるとは具体的にどういった事態を想定していますか？責任者故に接する情報が多いため、不正を疑うべき事態が増えるということでしょうか。

最後に

概ねよく書けています。押さえるべきポイントについても指摘できています。規範的要件について抽出した各事実の評価とそれが最終的な規範に及ぼす影響を意識して分析できればよりよい答案になると思います（添削者：檜垣建太）

